

松阪市流水プール条例

改正後			改正前		
(使用料) <b>第3条</b> 流水プールを使用しようとする者は、次表に定める額を使用する際、納付しなければならない。			(使用料) <b>第3条</b> 流水プールを使用しようとする者は、次表に定める額を使用する際、納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。		
区分	使用料 (単位：円)		区分	使用料 (単位：円)	
流水プール	一般	1回につき 520	流水プール	中学生以上	1回につき 440
	中学生以下	1回につき 260		小学生以下	1回につき 270
備考 1 障がいのある人（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。以下同じ。）の使用料は、無料とする。 2 障がいのある人1人につき介助者1人の使用料は、無料とする。					
(使用料の減免) <b>第4条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額					
(使用者の制限) <b>第5条</b> 流水プール使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1)・(2) (略) (3) 管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。 (4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において特に必要があると認めると			(使用者の制限) <b>第4条</b> 流水プール使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1)・(2) (略) (3) (略)		

改正後	改正前				
<p>き。</p> <p>(団体使用)</p> <p><b>第6条</b> 団体使用を希望するものは、あらかじめ教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>2 団体使用は、監督者又は保護者の引率するスポーツ少年団、子ども会等10人以上の団体とし、使用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>3 教育委員会は、使用許可について管理上の必要な条件を付すことがある。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p><b>第7条</b> 教育委員会は、使用許可後次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第5条の事由が発生したとき。</p> <p>(使用者に対する指示等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="114 1222 954 1362"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人当たり使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体使用による使用料</td> <td>1回 160</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 1回は、2時間をいう。ただし、2時間未満は2時間とみなす。</p>	区分	1人当たり使用料	団体使用による使用料	1回 160	<p>(使用者に対する指示等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p>
区分	1人当たり使用料				
団体使用による使用料	1回 160				

改正後	改正前
2 団体使用の場合、引率者は無料とする。	